



Title	「パンパン」とは誰なのか : 「あこがれ」と「欲望」のゆくえ
Author(s)	茶園, 敏美
Citation	大阪大学, 2007, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/1394
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	茶園敏美
博士の専攻分野の名称	博士(文学)
学位記番号	第20785号
学位授与年月日	平成19年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 文学研究科文化形態論専攻
学位論文名	「パンパン」とは誰なのかー「あこがれ」と「欲望」のゆくえー
論文審査委員	(主査) 助教授 富山 一郎 (副査) 教授 荻野 美穂 教授 杉原 達 大阪外国語大学国際文化学科助教授 藤目 ゆき

論文内容の要旨

本論文は戦後初期の占領軍の駐留ならびに朝鮮戦争時における米軍の駐留と地域社会の関係を歴史的に検討したものである。とりわけここでは、駐留する外国兵に対する売春をめぐる多様な事実が主要な考察の対象として設定されている。またその際、性病予防ならびに性病検査という医療行為が、女性たちへの監視と暴力として展開していることに焦点が当てられている。当該期は、公娼制が廃止される一方で、駐留軍に対する性的サービスを含む慰安施設である RAA (Recreation & Amusement Association)、あるいはそうしたサービスを含まない RR センター (Rest and Recuperation Center) が登場する時期である。また、こうした施設、あるいはその周辺において売春を行なう女性への蔑称として、「パンパン」と言葉が存在した。以下、本論部の要点を、論文構成に言及しながら、述べていく。

本論文の第1章では、雑誌の分析を通じて、この「パンパン」をめぐるなされた知識人たちの議論ならびに当事者たちの発言が、綿密に検討されている。その結果、「パンパン」が、豊かな生活や自由な生き方を意味するあこがれの対象として語られるという側面と同時に、「パンパン」を社会問題として語る議論の中で、それを家族制度への脅威として受け止める認識が登場することが明らかになった。すなわち「パンパン」を社会問題として受け止める知識人や反基地を掲げる平和運動のなかに、「パンパン」にあこがれている心性を家父長制への脅威として受け止める恐れが、存在しているのである。こうした入り組んだ社会意識の中で、第2章以降に検討されている「パンパン」をめぐる各種の法制度が、希求されまた承認されていくことになる。

第2章から第4章にかけては、RR センターが作られた神戸を中心に、「パンパン」を監視し取り締まる制度的な展開の実像を、新聞記事ならびに統計書を駆使して実証的に検討している。それぞれの章では、性病予防法 (1948 年)、神戸市「売いん等取締条例」(1951 年)、そして最終的に売春防止法 (1956 年) に至るプロセスが順に取り上げられているが、そこでの焦点は、行為を禁じる刑罰的な法と性病予防という医療的制度の癒着にすえられている。すなわちそれは、罪刑法定主義の基本をなす行為の事後認定と、病を事前に予防するという予防医学のロジックが、条例という行政法の文脈において一体のものとして運用されていくという異なる法理の癒着である。その結果、怪しいもの、すなわち「パンパン」ではないかと疑われた女性を拘束し強制的に性病検診を受けさせるという、警察と医療が合同して担う女性への予防拘禁と暴力の論理が具体的に明らかになった。またこうした制度的展開が、売春防止法の系譜として存在していることが示されている。また、こうした予防拘禁の根拠である「パンパン」ではないかという認識

こそ、第1章において検討された「パンパン」を脅威とみなす社会認識と密接に関連しているのであり、最終章では、こうした制度と社会認識を総合的に総括している。

論文審査の結果の要旨

本論文は、神戸というきわめて具体的な地域に密着しながら、同時にそこにおける同時代的な戦後初期の駐留軍と地域社会の関係を明らかにした。とりわけここでは、「パンパン」をめぐる社会認識と法制度の展開の両側面から考察が加えられており、いわば社会認識を考察する社会史的分析和制度史的分析を総合した学際的な研究として、本論文はある。また本論文は、神戸市という地域社会にそくして議論を立てることにより、刑法と医療という二つ論理の重なりを条例という側面で把握することに成功している。さらにこうした重なりを、警察と医療関係者の合同取締まりという具体的な様態の中で説得的に明かにしている。こうした予防拘禁の論理は、現在に至る刑法の展開を考える上でもきわめて重要な論点になる。

さらに注目されるのは、本論文が「ミスキャッチ」すなわち錯誤という問題に焦点を当てている点である。それは刑法と予防医学の癒着を象徴する事態であると同時に、本論文ではそこに新たな社会意識の形成をみようとしている。すなわち、「パンパン」への監視と暴力が、決して限定されたものではないことを知る契機としての錯誤である。こうした点における本論文の検討は、いまだ示唆的であり、十分説得的にされているとはいいがたいが、法制度と社会意識を予定調和的に重ねるのではなく、そこに見出される齟齬を問題にする上で、こうした「ミスキャッチ」への注視はきわめて重要な論点であるといえよう。また、最終章ではハリウッド映画の検討を行い、「パンパン」が表象する豊かさや自由が、ハリウッド的なラブ・ロマンスと重なっていくというきわめて興味深い指摘をしているが、いまだ十分ではない。

また実証的な問題として、社会認識の検討においても取り上げられた知識人の検討は、いまだ限定されたものであり、当該期における言論状況、左翼文化、反基地運動、占領への反感などなどの諸側面にそくしながら、さらなる考察が必要である。また神戸という都市地域にそくした本論文の研究が、他の地域においてどの程度広がりを持つのかについても今後検討していく必要があるだろう。さらに、こうした「パンパン」をめぐる社会意識や法制度が、戦前の公娼制やアジアに展開した日本兵の慰安施設、さらには冷戦の登場の中で米軍の駐留地域に登場した慰安施設とどのように関連していくのかという点も、きわめて重要な課題である。

以上のような多くの課題は浮き上がっているが、本論文の徹底した史料調査と実証的検討の意義がそこなわれるものではない。また、いまだ示唆的であるが、同論文はこうした課題にとりくむ端緒を切り開いたともいえる。よって本論文を、大阪大学文学研究科の博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。